

## 柳井誠市議

### 生活保護の申請権保障のため 「申請書」のカウンター設置を 求める

北九州市議会 6 月議会本会議での柳井市議の質問と、北橋市長の答弁の要旨は次のとおりです。

#### ●柳井誠市議：

行政手続法の目的は、行政運営における公正の確保と透明性であり、行政上の意思決定の内容及び過程を明らかにすることです。

その課題のひとつが生活保護申請です。

全国各地の地方議会では生活保護利用の捕捉率の低さ、相談と申請の比率の乖離が重要問題として議論されています。

千葉県佐倉市議会では、夜間や土日、祝祭日等、市役所の閉庁時間における生活保護申請の相談は代表電話への連絡が生活保護のケースワーカーにつながるよう適宜対応すること、申請の意思があれば電話でも受理すること、保護課カウンターに生活保護申請書が置かれること、が確認され改善されました。

福岡県の一般町村でも保護相談者には手持ち金確認程度ですぐに申請書を手渡し、保健福祉環境事務所での生活保護申請を支援しています。

大都市の相模原・新潟では、市民が自由に持ち帰ることができるように保護課カウンターに申請書を置いています。

横浜市では保護相談の中で必ず申請意思の有無について口頭確認するとともに面接記録表に記載しています。また申請意思がなかった者については申請を行わない理由についても記録しています。

生活保護申請書の保護課カウンターへの設



小倉生健会の第 12 回総会で、議会報告をする柳井誠市議

置は、紹介した自治体をはじめ全国的に多数行われています。

これらの対応について、厚生労働省保護課は、地方自治体の裁量であり問題ない、厚労省監査においてそれが不適切と指摘していない、相談時の申請意思確認を最も重視しているとの見解です。

本市では、平成 18 年度、門司区の市営後楽団地で発生した餓死事件の当事者の死亡前の保護相談において、本人が申請意思を示したにもかかわらず、申請を受理せずに、求職活動を指導し、餓死を引き起こしています。相談員と決裁権者の判断は行政手続法に照らして取り返しのつかない不作為でした。

そこで、連続して餓死・孤独死事件をおこした本市の保護行政の申請手続きを更に改善する必要があります。

自由に持ち帰りできるように、申請書を保護課カウンターにも置きつつ合わせて相談業務もより丁寧かつ迅速にすむように改善すべきと考えますが、申請書の保護課カウンター設置について見解をうかがいます。

#### ■北橋市長：

申請書をカウンターに置き、相談者の状況を把握することなく、機械的に申請を受け付けた場合、例えば生活保護が適用にならない方に対しても、金融機関等への資産調査や親族の方に扶養援助を確認すること。

また調査を行っている間、本来、生活保護に先立って利用できる他の福祉政策等の活用が遅れること、など、申請者に対し不要な調査への協力や不利益が生じることなどから、申請書をカウンターに置くことまでは考えておりません。

こうしたことから本市としては、生活保護制度の仕組みを十分理解したうえで、申請するかどうかを判断していただくことが重要と考えます。

今後も引き続き相談者のニーズをしっかりと丁寧に聞きながら、市民の立場に立った生活保護行政を実施してまいります。

## ●2018年10月からの生活扶助費(北九州市)

年齢	0~2	3~5	6~11	12~17	18~19	20~40	41~59	60~64	65~69	70~74	75~	年齢構成(才)	生活扶助費
	2018年10月~												
単身						○						20~40	74,790
							○					41~59	75,450
								○				60~64	75,150
									○			65~69	75,100
										○		70~74	71,190
											○	75~	70,240
夫婦等						○○						20~40夫婦等	115,070
							○○					41~59夫婦等	115,700
								○○				60~64夫婦等	115,290
									○○			65~69夫婦等	114,150
										○○		70~74夫婦等	108,320
											○○	75~ 夫婦等	105,920
夫婦+子など	○					○○						20~40夫婦等、0~2才	139,570
		○				○○						20~40夫婦等、3~5才	141,340
			○			○○						20~40夫婦等、6~11才	146,040
			○○			○○						20~40夫婦等、6~11才×2	170,830
				○		○○						20~40夫婦等、12~17才	153,010
				○○		○○						20~40夫婦等、12~17才×2	184,080
					○	○○						20~40夫婦等、18~19才	153,010
				○	○	○○						20~40夫婦等、12~17、18~19才	184,080
				○		○○						41~59夫婦等、12~17才	149,720
					○	○○						41~59夫婦等、18~19才	149,720
						○		○○				60~64夫婦等、20~40才	147,370
						○			○○			65~69夫婦等、20~40才	147,340
						○			○○		70~74夫婦等、41~59才	141,280	
						○				○○	75~ 夫婦等、41~59才	139,800	
母子等	○					○						20~40、0~2才	107,260
	○	○				○						20~40、0~2才、3~5才	134,430
		○				○						20~40、3~5才	109,130
		○	○			○						20~40、3~5才、6~11才	138,780
			○			○						20~40、6~11才	111,900
			○○			○						20~40、6~11才×2	141,830
				○		○						20~40、12~17才	116,230
				○○		○						20~40、12~17才×2	154,590
					○	○						20~40、18~19才	116,140
					○	○						20~40、12~17、18~19才	154,590
					○		○					41~59、12~17才	115,700
					○	○	○					41~59、12~17才、18~19才	152,940
						○		○				60~64、20~40才	114,980
						○			○			65~69、20~40才	114,410
							○			○		70~74、41~59才	112,010
							○				○	75~、41~59才	110,810

※上記表は生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。

※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることをいう。

※切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。

